

公益社団法人 全日本不動産協会会員の皆様へ

## 国有財産の管理処分等業務に係る

### 業務委託について

国有財産行政につきましては、日頃から格別のご高配を賜りありがとうございます。

財務省東海財務局では、国有財産（普通財産）の管理処分等業務（旧里道・水路等の売払業務等）を宅地建物取引業者の方に委託しております。

本業務につきましては、これまで全日本不動産協会三重県本部様のホームページに情報掲載していただくなど、請け負っていただける宅地建物取引業者の方を募集しておりましたが、依然として契約締結に至っていない状況にあります。

つきましては、全日本不動産協会の会員の皆様に対し、改めてお知らせさせていただきますので、ご検討の程よろしくお願い申し上げます。

※業務の詳細等については、次ページをご覧ください。

#### 【照会先】

東海財務局 管財部 国有財産調整官 業務委託担当

〒 460-8521 名古屋市中区三の丸三丁目3番1号

電話番号 052-951-2782 (ダイヤル)

# 国有財産の管理処分等業務に係る委託業者を募集しています！！

## ★業務内容

財務局が管理している国有財産の売払や貸付を行うにあたって、「国の職員の代理」として業務を実施していただくものです。

### 【主な業務】

#### ○売払の契約に係る業務

⇒(1)申請等書類の徴求・審査、(2)財産の現況・権利関係調査、(3)評価調書・売払決議書の作成、(4)契約書の送付に係る事務及び相手方との折衝等、(5)登記手続書類の調整、(6)証拠書類等の調整

#### ○取得時効の処理業務

⇒(1)現地調査又は関係者からの証明等の徴求、(2)取得時効完成の認否に係る決議書の作成、(3)取得時効確認通知書の送付、(4)登記手続書類の調整

#### ○貸付料の改定に係る業務

⇒(1)財産の現況及び買受意向等調査、(2)買受勧奨等、(3)改定貸付料の算定、(4)貸付料改定決議書の作成、(5)改定貸付料の通知

## ★業務対象地域

三重県内全域

## ★必要人員

1社(2名程度)

## ★委託期間

契約締結日(令和2年度中に契約締結)から令和5年3月末まで

## ★資格要件(主なものを記載)

- ①宅地建物取引業法第3条第1項に基づく免許を受けている者であること
- ②令和元・2・3年度財務省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等(その他)」で「A~D」の等級に格付けされ、東海・北陸地域の資格を有する者であること

### 【本件にかかる照会先】

東海財務局 国有財産調整官  
担当:元垣内(モトガハ)、浅野  
電話:052-951-2782

## ★委託費(過去3年の支払実績)

【単位:件、千円】

	H29		H30		R元	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	183	2,080	234	2,209	193	2,159
売払	16	829	18	882	23	1,140
上記に係る一般管理費	12	96	7	56	15	120
取得時効処理に係る決議書作成	118	637	192	1,036	147	793
貸付料の改定又は更新	21	390	10	179	4	104
貸付財産に係る一般管理	16	128	7	56	4	2
国有財産台帳価格改定業務	4	3	5	3	1	1

